

スポーツ活動時の感染防止策について

1 スポーツ活動の主催者（代表者）

- (1) 主催者（代表者）は参加者全員について以下の事項を記載した書面の作成し、最低でも1か月は保管する。
 - ア 氏名、年齢、住所、連絡先（電話番号）
個人情報の取扱いに十分注意してください。
 - イ 参加当日の体温
 - ウ 利用前2週間における以下の事項の有無
 - (ア) 平熱を超える発熱
 - (イ) 咳（せき）、のどの痛みなど風邪の症状
 - (ウ) だるさ（倦怠（けんたい）感）、息苦しさ（呼吸困難）
 - (エ) 嗅覚や味覚の異常
 - (オ) 体が重く感じる、疲れやすい等
 - (カ) 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触の有無
 - (キ) 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - (ク) 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
- (2) 参加者にマスクを持参させ、スポーツを行っていない際や会話をする際にはマスクを着用することを周知する。
- (3) スポーツ活動参加前後のミーティングや懇親会等においても、三つの密を避けること、会話時にマスクを着用するなどの感染対策に十分に配慮する。
- (4) 各競技団体が示すガイドラインに沿った対策を実施する。
- (5) 施設利用にあたっては、施設管理者が感染防止のために決めた事項の遵守、及び施設管理者の感染防止のための指示に従う。
- (6) スポーツ活動終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、施設管理者に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告する。
- (7) 接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービスのダウンロードを促し参加者の感染リスクの拡散防止に十分に配慮する。

2 参加者に遵守させるべき事項

- (1) 以下の事項に該当する場合は、自主的に参加を見合わせる。
 - ア 体調がよくない場合（例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）
 - イ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - ウ 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
- (2) マスクを持参する（スポーツを行っていない際や会話をする際はマスクを着用するため）。

- (3) スポーツ活動中に大きな声で会話等をしない。
- (4) 感染防止のために主催者（代表者）が決めたその他の措置の遵守、主催者（代表者）の指示に従う。
- (5) 施設利用にあたっては、施設管理者が感染防止のために決めた事項の遵守、及び施設管理者の感染防止のための指示に従う。
- (6) スポーツ活動終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、主催者（代表者）に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告する。

3 参加者が運動・スポーツする際の留意点

(1) 十分な距離の確保

ア 運動・スポーツの種類に関わらず、運動・スポーツをしていない間も含め、感染予防の観点から、周囲の人となるべく距離を空けること。（介助者や誘導者の必要な場合を除く。）

イ 強度が高い運動・スポーツの場合は、呼気が激しくなるため、より一層距離を空ける必要があること。

ウ マスクをしていない場合には、十分な距離を空けるよう特に留意をする必要があること。感染予防の観点からは、少なくとも1mの距離を空けることが適当である。

(2) 走る・歩く運動・スポーツにおいては、前の人の呼気の影響を避けるため、可能であれば前後一直線に並ぶのではなく、並走する、あるいは斜め後方に位置取ること。

(3) その他

ア 運動・スポーツ中に、唾や痰をはくことは極力行わないこと。

イ タオルの共用はしないこと。

ウ 飲食については、指定場所以外で行わず、周囲の人となるべく距離を取って対面を避け、会話は控えめにすること。また、同じトング等での大皿での取り分けや回し飲みはしないこと。

エ 飲みきれなかったお茶などを敷地内で捨てないこと。

オ 主催者等が運動・スポーツの際の栄養補給等として飲食物を利用者に提供する際は、以下などに配慮して適切に行うこと。

(ア) 利用者が飲食物を手にする前に、手洗い、手指消毒を行うよう声を掛けること。

(イ) スポーツドリンク等の飲料については、ペットボトル・ビン・缶や使い捨ての紙コップで提供すること。

(ウ) 飲食物を取り扱うスタッフにはマスクを着用させること。